

生きることは働くこと はたら

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

自立して生活するためには、働いて収入を得ることが必要です。これは障害のある人にとっても同じことです。障害のある人が豊かな社会生活を送るためには、物理的な障壁だけでなく、制度や慣行などの社会的障壁を取り除くことが必要です。そのためには相互理解による共生社会の実現が重要となります。



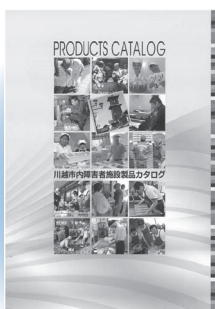
就業支援施設での作業の様子。焼きあがったせんべいをていねいかつ迅速に、計量・袋詰めします(第2川越いも子作業所にて撮影)

市の

の障害のある人の数(平成25年度末現在の手帳所持者数)は、全体で1万4027人で、同20年度と比較すると、総人口に占める割合は、約4・2%増加しています。障害のある人が自立した生活を送るためには、就労による経済基盤の確保が重要です。障害者雇用促進法では、企業や国、地方公共団体は、一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇用しなければならぬとされています。平成25年4月からは、法定雇用率が引き上げられました。障害のある人の雇用促進への取り組みが一層必要となつていきます。障害のある人の働く場として

は、企業などのほか、軽易な作業を行いながら就職を目指す障害者就労施設があります。市では、障害者優先調達推進法に基づいて、施設からの物品等の調達方針を策定し、各部署での施設の製品の購入や、印刷業務・清掃作業等の調達を推進しています。

このような障害者就労施設からの購入等も、障害のある人が経済的に自立し、働いていく環境を整えるために不可欠なものです。しかし、施設で働く障害者の1か月の工賃は、全国平均が約1万4千円(平成24年度)、障害基礎年金と合わせても、自立した日常生活を送るための収入として



「川越市内障害者施設製品カタログ」障害者福祉課(本庁舎1階)で配布しています。市ホームページからダウンロードすることもできます

は、十分とは言えない状況です。市では施設からの購入をより推進するため、市内障害者施設で製作している製品のカタログ(写真)を作成しています。カタログには、織物、アクセサリー、日用雑貨、菓子・パン等の食品、おもちゃなどの木工品など、多彩な製品が掲載されています。

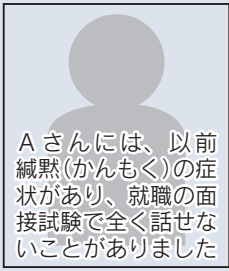
第2川越いもの子作業所

同作業所(今成3丁目)を運営する社会福祉法人の郷では、障害の程度・種別を問わず障害者が一人の人間として自立するための支援を行っています。同作業所では、主にせんべいなどの食品製造販売を通じた技術と労働姿勢の習得を目指した支援を行っています。

給料が入ったら洋服と化粧品が欲しいです

私は、服飾の専門学校を卒業したあと、ミシンを使った作業なら学んだことがいかせるのでは、と20年ほど前に藤かごなどを作っているダイクアいもの子に通い始めました。

今は、第2川越いもの子作業所に移って、主にせんべいにデザインを焼き付ける作業をしています。最初のうちは細かい作業が大変でしたが、最近では、印刷がきれいと言ってもらえるので、とてもうれしいです。



施設に通うAさん

Aさんには、以前緘黙(かんもく)の症状があり、就職の面接試験で全く話せないことがありました

人に仕事を合わせることが大切



施設長・金澤昌敏さん

施設を紹介することもあります。生きることは働くことという考えのもと、作った物を売るための販路の拡大と、作る製品を増やすといった形で通所者の方の働く意欲につなげていきたいです。

障害の特性は、人によってさまざまです。時間をかけてコミュニケーションをとることが大切です。仕事に人を合わせるのではなく、人に仕事を合わせるという方針で取り組んでいます。そのため一人にいくつも会社に

いろいろな仕事を請け負っています

業務内容は施設によって異なります。詳しくはカタログを確認のうえ各施設にお尋ねください。

- あゆみ工房●川越いもの子作業所●第2川越いもの子作業所●第3川越いもの子作業所●ことぶき生活支援センター●オリオン●川越ワークいちばん星●ほっぷ●風花●ワークセンターせんば●ケアセンター明日花●フラミンゴカンパニー●川越親愛センター



市が設置している障害のある人の働く施設など

- ①川越福祉の店(アトレ1階)、②茶房ひととき(高階市民センター内)
- ③福祉喫茶ちゃちゃこ(西図書館内)、④本庁舎1階ロビー

また、左下の施設では各種下請け、印刷、清掃など、いろいろな仕事を請け負っています(問い合わせ先は2ページのカタログ参照)。障害のある人の経済的自立のため、商品の購入等、ご協力をお願いします。

川越市障害者就労支援センターでは、障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るための支援を行っています。

業務内容: 就労に関する相談、職場体験実習、講演会・セミナーの開催、面接対策・練習、企業実習への参加等

利用対象者: 市内在住の障害のある人とその家族、事業所等の関係者

利用時間: 平日 午前8時30分～午後5時15分、土曜日 午前8時30分～午後0時30分

利用方法: 事前に電話・ファクスで相談(無料)し、利用を希望する方は登録

問い合わせ: 川越市障害者就労支援センター ☎ 227-5345

障害のある人が働くという事は、経済的な自立を目指すだけでなく、社会に参加して誇りを持って暮らしていく社会的な自立を目指すことでもあります。障害の有無に関わらず、すべての人が自分らしく、より良く、ともに生きるということは、真に豊かな社会の一つの姿です。

市では、「自立と共生」をキーワードに、今後もすべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していきます。